山武市子育て支援課

こども園におけるアレルギー対応について(お願い)

山武市では、山武市立こども園・幼稚園におけるアレルギーマニュアルを基にアレルギー対応に取り組んでいます。 お子様の安全・安心な園生活のために、以下の点につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

1 アレルギー状況調査票【新規用】の提出について

- (1) こども園での健康管理のため、お子様のアレルギー疾患について調査を実施します。
- (2) こども園入園時、及び以下のアレルギー疾患について診断を受けた場合は「【様式 2-1】アレルギー状況調査票【新規用】」を必ず提出してください。

<アレルギー状況調査票【新規用】の提出が必要な疾患>

食物アレルギー	アナフィラキシー	気管支喘息
アレルギー性鼻炎 (花粉症)	アレルギー性結膜炎(花粉症)	アトピー性皮膚炎
じんましん	その他(医薬品、ラテックス(天然ゴム)、昆虫、動物、金属など)	

[※]年度途中でアレルギー疾患であるとの診断を受けた場合は、担任までお知らせください。

2 生活管理指導表の提出について

- (1) こども園職員及び担当課職員がアレルギー状況調査票の内容を確認後、保護者面談を実施します。 面談内容により、特別な配慮が必要であると判断した場合は、保護者へ生活管理指導表をお渡しします ので、医療機関(かかりつけ医)を受診し、生活管理指導表の記載を依頼してください。 なお、生活管理指導表作成にかかる必要経費については、保護者負担でお願いします。
- (2) 生活管理指導表に基づかない特別な配慮(除去食の提供や薬の預かり等)はできません。
- (3) 医師が記入した生活管理指導表を基に、こども園での対応を協議します。
- (4) 生活管理指導表は原則1年に1回、更新したものを提出してください。 また、診断内容が変わった場合は、随時生活管理指導表の提出をお願いします。

3 食物アレルギー・アナフィラキシー対応について

- (1) こども園の食物アレルギー対応は「完全除去」か「解除」のどちらかで実施します。
- (2) 除去食が必要な場合は、除去する食材を詳細に記載した献立表(アレルギー対応予定献立表)を個別に作成しお渡しします。除去内容を確認後、保護者欄に押印し担任へ提出してください。
- (3) 代替食は、その日の調理過程において提供が可能な場合に限り提供します。別食材の購入などが必要となる場合は対応できません。アレルギー対応予定献立表に代替食の記載がない日は、ご家庭からお弁当の

持参をお願いします。

- (4) 微量なアレルゲンでアレルギー症状を発症する場合や、体調によりアレルギー症状を誘発する恐れがある場合は、給食の対応が困難なため、お弁当の持参をお願いします。
- (5) こども園における新規のアレルギー発症を防ぐため、初めて食べる食品(未摂取の食品)については、給食の提供ができません。未摂取の食品が多い場合は、ご家庭からお弁当の持参をお願いします。
- (6) お弁当を持参される場合は、①材料は新鮮なものを使い、当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。②お弁当の受け渡しは、こども園と調整した方法に沿って実施して下さい。
- (7) 除去食により栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (8) 体調不良時はアレルギー症状を誘発する恐れがありますので、体調に変化が見られる時は担任にお知らせください。
- (9) 医師の診断により、食物除去を解除する場合には「**除去解除申請書【様式7】**」を提出してください。 なお、除去解除申請書の提出により完全解除対応となりますので、<u>必ずご家庭で複数回食べて、症状が</u> 誘発されないことを確認してから提出してください。
- 4 気管支喘息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎、じんましん、その他のアレルギー対応 について
 - (1) 保護者面談時に詳細を確認し、対応を協議します。
 - (2) 体調不良時はアレルギー症状を誘発する恐れがありますので、体調に変化が見られる時は担任にお知らせく ださい

5 処方薬をお預かりする場合について

- (1) 処方薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方したものに限ります。
- (2) 処方薬をこども園に預ける場合は「くすり依頼票」を提出してください。 その際、くすり依頼票に記載されている【与薬についての注意事項】をよくお読みください。
- (3) 処方薬をお預かりする場合は、保護者面談時に詳細を確認させていただきます。
- (4) 緊急時に備えた処方薬やエピペン[®]をお預かりする場合は、保護者面談時に緊急時の対応について確認させていただきます。

6 個人情報管理について

- (1) こども園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、アレルギー疾患に関する書類等お預かりした情報は、こども園職員及び山武市役所担当課で共有させていただきます。
- (2) 緊急時には、お預かりした情報を必要機関(消防署・病院等)に提供させていただきます。